

通達甲（交．駐．駐１）第２号

平成２２年３月１５日

存 続 期 間

各 所 属 長 殿

交 通 部 長

高齢運転者等標章取扱要綱の制定について

このたび、別添のとおり、高齢運転者等標章取扱要綱を制定し、平成２２年４月１９日から実施することとしたから、運用上誤りのないようにされたい。

記

制定の趣旨

道路交通法（昭和３５年法律第１０５号）の一部が改正されたことに伴い、同法第４５条の２第２項の規定に基づき、東京都公安委員会が高齢運転者等に対し交付する高齢運転者等標章の取扱いに関する事務の適正を図るため、新たに要綱を制定するものである。

別添

## 高齢運転者等標章取扱要綱

### 第1 目的

この要綱は、道路交通法（昭和35法律第105号。以下「法」という。）第45条の2第2項の規定に基づき、東京都公安委員会（以下「公安委員会」という。）が交付する高齢運転者等標章の取扱いについて、必要な事項を定めることを目的とする。

### 第2 準拠

高齢運転者等標章の取扱いは、法、道路交通法施行令（昭和35年政令270号）、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「施行規則」という。）、東京都道路交通規則（昭和46年11月30日東京都公安委員会規則第9号）及び東京都道路交通規則の制定について（昭和46年11月30日通達甲（交．総．法）第115号）等に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### 第3 用語の定義

この要綱における用語の意義は、次のとおりとする。

- 1 高齢運転者等 法第45条の2第1項各号のいずれかに該当する者をいう。
- 2 申請者 東京都内に住所を有する高齢運転者等であつて、法第45条の2第1項に規定する届出及び同条第2項に規定する申請（以下「交付申請」という。）若しくは法第45条の2第3項に規定する再交付の申請（以下「再交付申請」という。）又は施行規則第6条の3の3に規定する記載事項の変更の届出（以下「記載事項変更の届出」という。）を行うものをいう。
- 3 申請書類等 施行規則別記様式第1の3の2の申請書（以下「申請書」という。）及び施行規則第6条の3の2第2項各号に掲げる書類、施行規則別記様式第1の3の5の再交付申請書（以下「再交付申請書」という。）及び汚損し、又は破損した高齢運転者等標章並びに施行規則別記様式第1の3の4の届出書（以下「記載事項変更届」という。）、記載事項に変更が生じた高齢運転者等標章及び変更が生じたことを証する書類をいう。

### 第4 取扱責任者等の指定及び任務

駐車対策課長及び警察署長は、次表の指定区分により高齢運転者等標章の取扱責任者及び取扱担当者を指定し、取扱いの適正を期するものとする。

#### 1 駐車対策課長の指定

指 定 区 分		任 務
取扱責任者	駐車対策担当課長代理	高齢運転者等標章取扱事務の管理

		に当たる。
取扱担当者	駐車対策第一係員の中から 適任と認められる者	高齢運転者等標章の申請書、再交付申請書及び記載事項変更届（以下「申請書等」という。）の確認並びに高齢運転者等標章の作成の事務に当たる。

## 2 警察署長の指定

指 定 区 分		任 務
取扱責任者	交通担当課長	高齢運転者等標章取扱事務の管理に当たる。
取扱担当者	交通課員の中から適任と認められる者	高齢運転者等標章の申請書類等の確認及び高齢運転者等標章の交付の事務に当たる。
備 考	島部警察署にあっては、取扱責任者は次長とし、取扱担当者は交通を担当する者の中から適任と認められるものとする。	

## 第5 申請等の受付等

### 1 受付

- (1) 警察署長は、交付申請、再交付申請及び記載事項変更の届出（以下「申請等」という。）の受付を行うものとする。この場合において、当該警察署が申請者の住所地を管轄する警察署（以下「管轄警察署」という。）であるか否かにかかわらず、受け付けるものとする。
- (2) 警察署長は、申請者以外の者による申請書類等の提出については、次に掲げる代理人によるものに限り受け付けるものとする。

ア 高齢運転者等の親権者、配偶者又は三親等以内の血族若しくは姻族

イ その他公安委員会がやむを得ないと認める者

### 2 受付時の確認等

- (1) 警察署の取扱担当者は、次に掲げる事項に留意し、受け付けるものとする。
  - ア 申請書類等及びその記載内容を確認すること。
  - イ 再交付申請又は記載事項変更の届出の受付の場合は、申請者の身分を証明する書類の提示を求め、申請者が高齢運転者等であることを確認すること。
  - ウ 申請者又はその代理人（以下「申請者等」という。）に高齢運転者等標章の交付場所として希望する警察署（以下「交付警察署」という。）を確認すること。

- (2) 申請書類等の提出が代理人によるものである場合は、前(1)に掲げる事項の確認のほか、代理人の身分を証明する書類の提示を求め、前1の(2)に掲げる代理人であることを確認すること。

### 3 申請書等の送付等

- (1) 申請等を受け付けた警察署長（以下「受付警察署長」という。）は、申請書等の写しを駐車対策課長（駐車対策第一係経由。以下同じ。）に送付するものとする。この場合において、申請等を受け付けた警察署（以下「受付警察署」という。）と交付警察署とが異なる場合は、申請書等の原本を交付警察署の警察署長（以下「交付警察署長」という。）に送付するものとする。
- (2) 申請等が記載事項変更の届出である場合は、新たに高齢運転者等標章を作成するので、提出を受けた記載事項に変更が生じた高齢運転者等標章は、受付警察署の取扱責任者が裁断により廃棄するものとする。

## 第6 交付等

- 1 駐車対策課長は、申請書等を確認した上、高齢運転者等標章を作成し、交付警察署を通じて申請者等に交付するものとする。
- 2 高齢運転者等標章の交付の際、交付警察署長は、次に掲げる事項に留意し、交付を受ける申請者等の身分を確認するとともに、申請書等に申請者等の署名又は押印を求めるものとする。
- (1) 交付申請に係る高齢運転者等標章の交付の際は、高齢運転者等標章使用上の注意事項を教示すること。
- (2) 再交付申請に係る高齢運転者等標章の交付の際は、亡失した高齢運転者等標章を発見し、又は回復した場合は、発見し、又は回復した高齢運転者等標章を速やかに返納する旨を教示すること。
- 3 交付警察署と管轄警察署とが異なる場合は、交付警察署長は、高齢運転者等標章を交付した後、申請書等の原本を管轄警察署の警察署長（以下「管轄警察署長」という。）に送付するものとする。

## 第7 高齢運転者等標章の返納

- 1 警察署長は、法第45条の2第4項に規定する高齢運転者等標章の返納の受付を行うものとする。この場合において、当該警察署が管轄警察署であるか否かにかかわらず、受け付けるものとする。
- 2 前1の返納を受け付けた警察署の警察署長（以下「返納受付警察署長」という。）は、その都度、別記様式第1号の「返納高齢運転者等標章取扱書」を駐車対策課長に送付す

るものとする。この場合において、返納を受けた高齢運転者等標章は、返納を受け付けた警察署の取扱責任者が裁断により廃棄するものとする。

- 3 返納高齢運転者等標章取扱書の送付を受けた駐車対策課長は、高齢運転者等標章が返納された旨を、受付警察署長、交付警察署長及び管轄警察署長（各警察署長が返納受付警察署長である場合を除く。）に連絡するものとする。

#### 第8 台帳の備付け

- 1 駐車対策課長は、別記様式第2号の「高齢運転者等標章取扱台帳(本部用)」を備え付け、高齢運転者等標章の取扱状況を明らかにするものとする。
- 2 警察署長は、別記様式第3号の「高齢運転者等標章取扱台帳(警察署用)」を備え付け、高齢運転者等標章の取扱状況を明らかにするものとする。

#### 第9 高齢運転者等標章等の保管

駐車対策課長及び警察署長は、高齢運転者等標章、申請等により受理した申請書等及び前第8の台帳を施錠設備のある場所に保管するものとする。

#### 第10 報告

警察署長は、高齢運転者等標章の不正使用事案その他特異事案があった場合は、交通部長（駐車対策課駐車対策第一係経由）に報告するものとする。

通知 ( ) 第 号  
年 月 日

駐車対策課長 殿 (駐. 駐1)

警察署長

返納高齢運転者等標章取扱書

番号	返納月日	標章番号	使用者名	返納理由	備考
	月 日				
	月 日				
	月 日				
	月 日				
	月 日				
	月 日				
	月 日				
	月 日				
	月 日				
	月 日				

(担当者 係 氏名 警電 )

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

高 齢 運 転 者 等 標 章 取 扱 台 帳 (本部用)

受 付							送 付		管轄署	備 考	
受付番号	受付日	受付署	種 別			区分	標章番号	申請者(代理人)			交付署
			交付	再交	記変						
	月 日								月 日		
	月 日								月 日		
	月 日								月 日		
	月 日								月 日		
	月 日								月 日		
	月 日								月 日		
	月 日								月 日		
	月 日								月 日		
	月 日								月 日		
	月 日								月 日		
	月 日								月 日		
	月 日								月 日		
	月 日								月 日		
	月 日								月 日		
	月 日								月 日		
	月 日								月 日		

注 区分欄の記載例 1 (高齢)、2 (障害)、3 (妊婦) と記載すること。  
備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

高 齢 運 転 者 等 標 章 取 扱 台 帳 (警察署用)

受付番号	受付日	受付署	受 付			区分	標 章 番 号	申請者 (代理人) ・ 電話	取扱者	交 付			管轄署	備 考
			申 請 等							交付署	交付日	取扱者		
			交付	再交	記変									
	月 日									月 日				
	月 日									月 日				
	月 日									月 日				
	月 日									月 日				
	月 日									月 日				
	月 日									月 日				
	月 日									月 日				
	月 日									月 日				
	月 日									月 日				

注 区分欄の記載例 高齢、障害、妊婦と記載すること。  
備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。